

山 監 査 第 6 6 号
令和 2 年（2020 年）7 月 7 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和元年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【教育委員会】

1 社会教育課

[指摘事項 収入事務について]

使用料において、端数処理がされていない金額で許可され納付されている。

青年の家等設置条例第6条第3項では「使用料の金額に10円未満の端数があるときはその金額を切り捨てる。」と定められおり、減少相当額について調定し、減少相当額を誤納又は過納としてその還付等に必要な手続をとることとなる。適正な事務処理をするとともに、今後の事務処理方法等を検討されたい。

[改善措置]

今回、誤って算定し納入された使用料は過誤納金還付処理を行い、適正な事務処理を行いました。今後、使用料の算定については、条例を遵守し、適正な事務処理をします。また、臨時職員に対して適宜指導を行います。

2 学校教育課

[指摘事項 契約関係について]

ア 平成30年度事業で小・中学校教員用及び教育委員会事務局職員用PC及び中学校配置用タブレット（いずれもリース）の導入の時期及び設置の状況に問題がある。教員用PC導入時期が平成31年3月末であり、平成30年度においては現場の教員に十分活用されることができなかった。また、事務局職員用に導入されたPC及び中学校配置用のタブレットが設置されず未使用のままとなっている。毎月支払われているリース料の中には、これら未使用のPC及びタブレットの分も含まれている状態である。業務については、迅速に処理されたい。

イ 物品売買契約において、4月1日付で締結すべきものについて、大

幅な遅延が認められるものがある。契約の遅れによる学校現場への影響や、業者の市に対する信頼が懸念される。業務については、迅速に処理されたい。

ウ 上記イにおける物品売買契約において、1 社見積もりによる特命随意契約としているが、この理由について疑義がある。

「継続してソフトを使用するためのパッケージを購入するものであり 2 者以上の見積もり合わせには適さない。」を理由に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、競争性のない 1 社見積もりによる特命随意契約をしているが、ライセンスの更新においては、導入時と同じ業者から購入する必要はなく、2 者以上の見積もり合わせに適さないとする随意契約理由は適切ではない。契約を締結する場合は、競争入札が原則であることから、本来であれば予定価格を決定し、入札を行わなければならない。また、予定価格が財務規則第 99 条に掲げる金額を超える場合は、事前に監理室と協議しなければならない。適切な処理をされたい。

エ 中学校タブレット端末整備事業において、市内 6 中学に 2019 年の 2 学期中にタブレット端末を設置・導入すべき事業であったが、事務処理作業の大幅な遅延により、実際には 2020 年 2 月末の設置となり、また、その後の新型コロナウイルスによる休校措置により、今年度は市内全中学校生徒が使用することができなくなった。今回の休校措置を考慮しても、当初の計画どおりであるならば、1 月からタブレット端末を扱った授業を実施することができたと思われる。事務処理については、迅速に行われたい。

オ 機器等の賃貸借料において、令和元年 10 月からの消費税率変更後も月々の賃貸借料の額が変更されていない。契約書によれば、賃貸借料の条項に消費税額の変動の際の賃貸借料の扱いについて規定されているが、契約の履行が果たされていない状態である。早急な対応を

されたい。

カ 全体的に契約事務処理への遅延が目立つ。このため、実際の学校現場での児童生徒たちの学習環境への影響が出てきている。また、事務処理の遅延は、契約業者の市に対する信用にかかわるものである。また、契約書類の管理についても適切に行われていない状態である。適切に処理されたい。

[改善措置]

ア 本事業については、平成 30 年度導入にあたっての仕様を情報管理課と協議していた最中に、更新予定のパソコンに搭載するウィンドウズ 10 のアップデートの際の通信データ容量がとて大きいことに気づき、全てのパソコンのアップデートが行われた場合、最悪、ネットワークがダウンする可能性がありました。それを回避する手段として、ネットワークを介さないでアップデートする方法を業者に開発していただくために時間を要し、入札・運用開始が遅延いたしました。

また、導入時期に遅れが生じた際に、改めて端末の設置時期を明確に定め直していなかったため、教育委員会事務局職員用(学校教育課・心の支援室分)は作業時期を逃し、令和 2 年 3 月に設置となりました。

学校現場のパソコン関係の不具合等に対応するのは一般職員であるため、専門的知識を有する作業には時間が掛かることも多く、学校からの修繕や環境設定などの作業依頼も多く、対応にも遅れが生じ始めたため、指導主事が学校に出向いてインストール作業を行う等、協働体制を構築しサポートを行いました。教育委員会内の端末設置までには対応が追い付かず遅延することとなりました。

今後はさらに複雑化する情報分野については、専門知識を有する職員の配置や専門分野の関係各課との相互連携体制を整える仕組みづくり、業者への業務委託に含まれる作業内容等の見直しを含め、迅速な対応を行えるよう検討します。

イ・ウ 平成31年度分の契約については、起案が遅れ前年度の監査指摘事項があつたにもかかわらず、随意契約となつてしまいました。

令和2年度分の契約については、監査指摘事項を受け、監理室と協議の上、令和2年3月17日に指名競争入札を執行し、ライセンスの更新手続きを行いました。(令和2年3月31日納入済)

随意契約を行う場合には、安易に判断せず、事前に監理室へ協議を行います。

エ 中学校パソコン教室の更新前の端末はOSがWindows7であり、Windows7は2020年1月14日にマイクロソフト社のサポートが停止するため、それまでに端末機器の更新をする必要がありました。

OSについては、Windowsの最新版のWindows10と考えていましたが、新しく教育現場でグーグルのOSであるクロームが使用され始めたことから、その選択も検討する必要がありました。しかし、クロームは一般にはまだ普及していなかったため、実際に使用する中学校技術科の教員に、その機能や操作性を確認してもらった上で、価格等も含めてトータルに検討していく必要が生じました。

9月に技術職員から聞き取り、業者によるデモを行い、県の情報教育班を招いて県内他市町の状況や、国の動向を確認した上で、再度業者の聞き取りを行い、選定作業を行った結果、それまでのWindows資産を有効に活用するためには、Windowsが望ましいという結果となりました。OSの決定後に、機器の仕様の決定を行ったため、入札の着手が11月となり、12月契約、2月納入、使用開始が3月となりました。

オ 平成31年10月1日以後適用する消費税等に関する経過措置の規定により、平成26年4月1日から平成31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合には、31年施行日以後に行う該当資産の貸付けに係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用となるため、消費税率の変更に

よる月々の賃貸借料に変更はありません。

よって、この件につきましては適法な処置となっております。

カ 契約内容の仕様書に関する事前の協議に想定以上の時間を要したことや、契約事務を後回しにした結果、パソコン関係の契約事務処理が遅延しました。

契約事務の遅延を防ぐため、業務の年間運用計画書、課内の個々人の進行管理表を作成し、段取りや手順を整え期限を守るよう指示をしております。

また、契約書類の管理は、文書取扱規程に基づき丁寧に取扱い、整理、保管及び保存するよう定期的に確認を行うこととします。

〈学校教育課への指摘事項全般について〉

このたびのア～カの学校教育課に関する指摘事項については、多くは学校 I C T 整備事業に係る各事業についての指摘でありました。詳細な理由については、前述のとおりですが、これに加えてこれまで当該事業を担当する体制が、学校教育課だけで業務遂行を行い、担当職員や課の職員が業務を抱え込み、負荷がかかり過ぎていたこと、事業推進体制が脆弱であったことも原因であったと思います。

監査委員の意見にもありましたが、教育委員会として、これからの方針としましては、学校 I C T 整備事業の事業推進体制を見直し、今後は学校教育課のみに留まらず、教育委員会全体、情報管理課及び学校現場との連携を一層密にした当該事業推進の仕組みづくりを構築し、迅速かつ着実な業務の遂行が行えるようにし、児童生徒が I C T を活用する学習環境が充実するよう努めてまいります。